

## 智頭町議会請願・陳情書等の取扱基準

智頭町議会に提出された請願及び陳情について、下記のとおり取り扱い基準を定める。

### 記

#### 1. 請願書及び陳情書の事務局における分類

- (1) 請願書・・・請願権は国民の基本的権利のひとつであることから、所定の要件を具備した請願について、議長は町民又は町外在住を問わず、智頭町議会会議規則（以下「会議規則」という。）第92条の規定により、所管の常任委員会又は議会運営委員会（以下「所管の委員会」という。）に付託し、審査を行う。
- (2) 陳情書・・・定例会の議事日程を決定する議会運営委員会開催の前々日までに到着し、会議規則第89条の規定された所定の要件を具備する陳情書は、次のとおり分類する。
  - ①郵送・持参を問わず町民から提出された陳情書は、所管の委員会に付託する。
  - ②持参された町外在住者から提出された陳情書は、所管の委員会に付託する。
  - ③単に郵送された町外在住者又は団体からの陳情書は、資料配布の扱いとする。

#### 2. 議長における確認

議長は、事務局の分類により、資料配布の扱いとされた町外在住者及び団体からの陳情書中、住民の福祉及び利益の向上に影響を与えるものがないかどうかの確認を行い、万一ある場合は、所管の委員会に付託する。（会議規則第95条）

#### 3. 議会運営委員会における確認

議会運営委員会は、議長からの諮問により、資料配布の扱いとされた町外在住者又は団体からの陳情書中、所管の委員会に付託すべきものがないか確認を行う。

#### 4. 「資料配布扱い」とされた町外郵送文書の扱い

資料配布扱いとされた陳情書は、全議員に参考資料としてその写しを配布し、陳情者に対しては、その旨を後日報告する。

#### 5. 議員の行動

資料配布扱いとされた陳情書について、議員の判断に基づき、次の方法により発議をすることができる。

- ①所管の委員会による発議（会議規則第14条第3項）
- ②議員提案による意見書発議（議員1人以上・・・会議規則第14条第1項及び第2項）
- ③議員が紹介議員になって請願書として提出（1人以上）

#### 6. 周知の方法

この基準の周知方法は、次により行う。

- ①智頭町ホームページ
- ②ちづ議会だより

#### 7. 適用日

この取り扱い基準は、平成22年9月24日から適用する。